

電子交付に関する同意承諾書

第1条（趣旨）

ゴールドデンウェイ・ジャパン株式会社（以下、「当社」という。）が、お客様に対して、書面の交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を金融商品取引法、同法に関する政令及び内閣府令並びに商品先物取引法及び商品先物取引法施行規則の規定に定める電磁的方法による交付（以下、「電子交付」という。）を行うことにお客様は、同意・承諾するものとします。

第2条（書面の種類）

電子交付を利用する書面は、次の各号に掲げる書面とします。

- ① 契約締結前交付書面
- ② 取引報告書
- ③ 証拠金受領書
- ④ 取引残高報告書
- ⑤ 投資顧問契約締結前交付書面
- ⑥ 投資顧問契約締結時交付書面
- ⑦ その他、当社が必要と認める書面

第3条（電子交付の方法）

電子交付をする場合は、下記の方法により行うものとします。

- ①当社、または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定のページ等に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法
- ②お客様が当社取引画面にログインした後、当社の指定する方法で、該当書面の記載事項を記録し、電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法
- ③お客様が当社にご登録頂いている電子メールアドレス宛てに、電子メールを送信することにより、お客様の閲覧に供する方法

第4条（免責事項）

法令の変更等何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断した場合には、当社は電子交付に代えて、既に電子交付等を受けた書面も含めて、紙媒体による交付等を行う場合があります。この場合、当社は、お客様に生じた損害について責任を負わないものとします。

第5条（本同意書の改定）

①本同意書は、法令・諸規則等の変更、監督官庁からの指示、その他必要が生じたときは、変更することがあります。

②変更の手続きについては、インターネット取引規則第16条によるものとします。

2022年12月5日

ゴールドンウェイ・ジャパン株式会社